

KYOEI NEWS



〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目15番7号
 TEL(06)-6535-7511 FAX(06)-6535-7517
 e-mail osaka@kyoeisystem.co.jp
 URL http://www.kyoeisystem.co.jp

[運送会社の経営情報] …… 新36協定の留意点

労働基準法36条は、法定労働時間(1日8時間、1週間40時間)を超える時間外労働や休日労働を禁止しており、労使間で36協定を書面によって締結し、所轄の労働基準監督署へ提出することによって、当該労使協定の範囲内において時間外労働、休日労働を行わせることができます。ところが本年4月以降に施行される労働基準法改正により、労働時間の上限規制が設けられることになりました。

法改正後の労働時間の延長の上限規制の概要は、次のとおりです。

1. 限度時間

- ・ 1か月45時間、1年間360時間
- ・ 1年単位の変形労働時間を定める場合においては1か月42時間、1年間320時間

2. 特別条項を定める場合

- ・ 1か月100時間未満(休日労働を含む)
- ・ 1年間 720時間以内(休日労働は含まない)
- ・ 2か月から6か月の平均で、何れにおいても80時間以内(休日労働を含む)
- ・ 1か月45時間を超えることのできる月数は1年間で6回まで

3. 自動車運転手の場合

- ・ 自動車運転手は上記1.2については2024年3月まで猶予され、同年4月から下記のとおりとなります。
- ・ 特別条項付き36協定を締結した場合においては1年間の上限は「年間960時間」
- ・ 「1か月100時間未満」「1か月平均80時間以内」の規制は適用されない
- ・ 1か月45時間を超えることのできる月数は1年間で6回までの規制は適用されない

また本年4月以降の期間の36協定の締結については、記入様式が変更されることになりました。



主な記入事項の変更点は次のとおりです。

- ・ 「労働保険番号」と「法人番号」の記入が必要
- ・ 時間外労働、休日労働を行わせることのできる「対象期間」は1年に限定
- ・ 有効期間は最短でも1年間
- ・ 「所定労働時間を超える延長時間」は任意、「法定労働時間を超える延長時間」は必ず定めること
- ・ 特別条項付きの36協定については「健康及び福祉を確保するための措置」の定め義務付け



4月以降の36協定の届け出に際しては、構内作業員、事務職員、営業職員等の従業員については新様式による届け出、自動車運転手については5年間の猶予期間が認められていますので、旧様式による届け出となります。また会社は健康福祉確保措置の実施状況に関する記録を36協定の期間中及び満了後3年間の保存が義務付けられています。

※本内容を無断で転載することを禁じます。